

農政情報

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 主
な
記
事 | 1. 最適化活動強化へ会長・事務局長会議開く |
| | 2. 新たな組織運動要領を決定 |
| | 3. 農業委員会会長1,800人が結集し政策提案 |
| | 4. 農地集積状況等が公表、香川は33.9% |

令和7年度事業計画に基づく具体的推進方策を協議 市町農業委員会会長・事務局長会議開く



最適化活動の強化等を図るため、県農業会議（会長：三笠輝彦）は7月4日、高松市内のホテルで「市町農業委員会会長・事務局長会議」を県農政水産部の藤倉次長、同農業経営課の古市課長の来賓出席のもと開いた。

開会にあたって三笠会長は「最適化活動の強化に向けた支援の一環として開いた。6月30日、新たな組織運動要領を決めた。これまでの運動では目標地図(素案)を早くに提出するなど、大きな成果を残している。今回の運動でも結果を出せるよう推し進めよう」などと挨拶。

会議では、令和6年度事業の実施結果を踏まえて課題等を整理し、今年度の事業における重点対策の取り組み方策を具体的に示した。

特に、①耕作者(受け手等)が不在となった農地への掘り起こし活動と②農地利用の最適

化推進活動による活動記録の習慣化と拡大については、同運動要領に基づいて活動を展開していくとした。

また、③農業委員会サポートシステムの円滑な活用とデータの適宜更新、④農業者年金の加入推進の取組強化、⑤全国農業新聞等情報提供推進の強化に取り組む方策を示した。

このほか会議では、県農政水産部農業経営課農地マネジメント推進室の簀根室長から「本県における地域計画策定後への取組み」、(一社)全国農業会議所の植田事務局長から「今後の農政と農業委員会活動の重点」についての説明があり、質疑応答・意見交換した。

なお、2ページに重点対策の一部、3ページに簀根室長から説明の「本県の地域計画策定後の取組み」の一部を紹介する。

■耕作者が不在となった農地への受け手の掘り起こし活動の手順

1. 定例の農業委員会総会での調整

(1) 耕作者不在農地情報の収集・共有

受け手等耕作者が不在となる、あるいは不在となった農地について、市町農林担当部局又は県農地機構などから説明を受け、情報収集・共有する。

(2) 受け手候補者の確認

市町農林担当部局から提供を受けた「受け手候補者名簿（担い手名簿）」で、受け手候補者を確認する。まずは、耕作者不在農地の近隣の農業者を優先に考えるが、広く受け手候補者を確認する。

(3) 活動期限等の確認

農業委員・農地利用最適化推進委員は双方で、訪問先や期限等を調整して、現場の活動に入るが、定例総会に農地利用最適化推進委員が出席しない場合、農業委員から農地利用最適化推進委員へ連絡・調整する。

2. 受け手候補者への戸別訪問等声かけ活動

戸別訪問等、農業委員・農地利用最適化推進委員が一斉に現場活動に入る。対象農地の一覧表と位置図を持参し、受け手候補者に対して戸別訪問等により、耕作者不在の貸したい農地の情報等を紹介し、結びつけを行っていく。

案件の状況によっては、農地の出し手の聞き取り・相談や、現地を確認することなどから1案件で活動が複数回になることも考えられるが、結びつけに向けて活動を進めていく。

その際、受け手候補者が引き受けられない場合でも、引き受けられない理由や借りたい場所、条件などを聞いておいて、記録に残しておく。

また、農地中間管理事業の場合、農地中間管理事業におけるマッチング調整事務に

ついては、追って農地集積専門員から連絡がある旨、伝えておく。

3. 活動結果の報告・情報共有

受け手がないという中で難しい面があるが、活動期間を区切ってやっていく。受け手が見つかる、見つからないに関わらず、原則1か月を現場活動の期間として区切り、戸別訪問や声かけなどの活動結果を原則、翌月の農業委員会総会前までに事務局へ報告するとともに、翌月の農業委員会総会でその報告をして、情報共有する。

4. 活動の結果、受け手不在となった農地への対応

活動の結果、受け手不在となった農地については、所有者の確認を経て農業委員会サポートシステムに反映して、eMAFF農地ナビで情報発信していく。

また、関係機関・団体等との連携・協力の中で、地域外からの受け手、新規就農者や一般企業などの呼び込み、また、農地保全のための景観作物栽培など粗放的利用の検討を進めていく。

■農地利用の最適化推進活動による活動記録の習慣化と拡大

受け手の掘り起こし活動のほか、日頃の農地の見守り活動や地域の話し合いへの参加などの最適化活動を行って、その最適化活動を記録し、「活動記録の習慣化と拡大」に取り組む。

農業委員会総会で活動(目安)日・内容を設定して取り組むことで活動日を定着化させ、円滑に記録できるようにすることや、戸別訪問等声かけ活動の実施後、その日のうちに「どんなことをしたか、何があったか」を記録、とにかくなんでも書くことに留意し、全国農業図書(活動記録セット、活動記録簿記入の手引)を活用して、日常の活動をしっかり記録簿へ記入する。

■県内の地域計画の分析・検証

令和7年3月末までに策定が義務づけられた地域計画の県内の策定状況は、計画を策定するとした県内全ての188地区で策定・公告され、農業を担う者が位置づけられた農地は約3割にとどまり、将来の受け手が決まっていない農地が約7割となった。

- 本県における地域計画の特徴としては、10年後も農業を担う者として、認定農業者や認定新規就農者などの核となる担い手が中心に位置づけられている。

農業を担う者に占める「核となる担い手」の割合（地域計画数）

50%以上	112
40%以上50%未満	9
30%以上40%未満	24
20%以上30%未満	22
10%以上20%未満	11
10%未満	10

- カバー率が高い計画では、兼業農家も位置づけており、兼業農家をはじめとする小規模農家等の意向も踏まえた計画の見直しに取り組む必要がある。
- 将来にわたって営農継続の意向がある場合、見直しで地域計画に反映、規模縮小や農地の貸付意向がある場合、担い手への農地のマッチングを促進し、農業を担う者による「カバー率」を高めて農地を守る。
- 1計画あたりの範囲は、他県の計画と比べて広めに設定されている。

計画の規模状況（計画地区数）

1,000ha以上	1
500ha以上1,000ha未満	12
100ha以上500ha未満	116
50ha以上100ha未満	34
10ha以上50ha未満	24
10ha未満	1

- 将来の農地利用の十分な話し合いが重要なため、計画内を細分化しての話し合いの場として、集落営農組織や多面的機能支払の活動組織、自治会など、これまでに基盤整備の実施や地域内活動で農地の維持・保全に積極的に取り組んでいるエリアでの話し合いを進める。

■多様な農業人材計画認定制度

令和6年度の多様な農業人材の認定は109名でその詳細は次のとおり。

【市町別】

地域	認定数	市町別
東讃	32	高松市14、さぬき市12 三木町 6
小豆	7	土庄町 5、小豆島町 2
中讃	46	丸亀市10、坂出市 4 善通寺市11、綾川町 4 琴平町 1、多度津町 2 まんのう町14
西讃	24	観音寺市 9、三豊市15
合計		14市町109名

【年齢別】

	20, 30代	40代	50代	60代	70代
認定数	5	13	27	36	28
	5%	12%	25%	33%	26%

【経営形態別（現状）】

	開始5年以内 またはこれから	専業	兼業	従事者
認定数	19	25	79	4
	17%	23%	72%	4%

【経営品目別（現状）】

	水稻	水稻+野菜、果樹、その他	野菜、果樹、花卉	なし（今後就農）
認定数	46	37	23	3
	42%	34%	21%	3%

市町農業委員会と県農業会議で取り組む新たな組織運動を協議・決定 (一社)香川県農業会議 第10回通常総会を開く

県農業会議は6月30日、高松市内のホテルで「第10回通常総会」を開いた。

総会には、来賓の桑原県農政水産部長を始め会員等約40名が出席した。

総会議事では、令和6年度事業報告・収支決算の承認など3議案について審議し、承認・可決した。

また、本県の市町農業委員会と県農業会議で取り組む次期・組織運動について協議し、決定した。

議事・協議終了後、県土木部建築指導課・県環境森林部みどり保全課から「盛土規制法と香川県土砂条例の概要」について情報提供があった。

なお、決定した組織運動（運動期間：令和7～9年度）の重点活動事項の要旨は次のとおり。



第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」要領（抜粋） ～地域計画の実現・更新を軸に農地利用の継続のための最適化活動の展開～

組織運動の経過、農業・農村の現状や農業委員会への農地等利用の最適化推進の活動に係る要請等を踏まえ、効果的かつ円滑な実施を旨として、以下の重点活動に取り組む。

1. 農地等利用の最適化の推進活動

(1) 定期的な農地の見守り

農業委員会総会で「農地の見守り日」を定めて活動を実施する。見守りに併せ農地に関する相談等に対応する。

(2) 農業者等への声かけ、情報の提供

① 目標地図に基づく貸借の促進（所有者、耕作者への声かけ）

目標地図に示された所有者、耕作者に対して戸別訪問等により、県農地機構を通じた貸借を促進するなどの声かけ、情

報提供を行う。

目標地図を持参して確認しながら進めるとともに、その声かけ等の結果を活動記録簿へ記入し、農業委員会事務局へ報告（提出）する。

② 農地の新たな受け手の掘り起こし（受け手候補者への戸別訪問等）

目標地図で現状維持や今後検討等とされた10年後の農地利用が見通せない地区が多く、耕作者が不在となる、あるいは不在となった農地情報を地域計画外を含め、収集・共有し、受け手候補者への戸別訪問等により農地の新たな受け手の掘り起こしを行う。

③ 農地利用・地域農業への意識の醸成（地域の話し合いへの参加等）

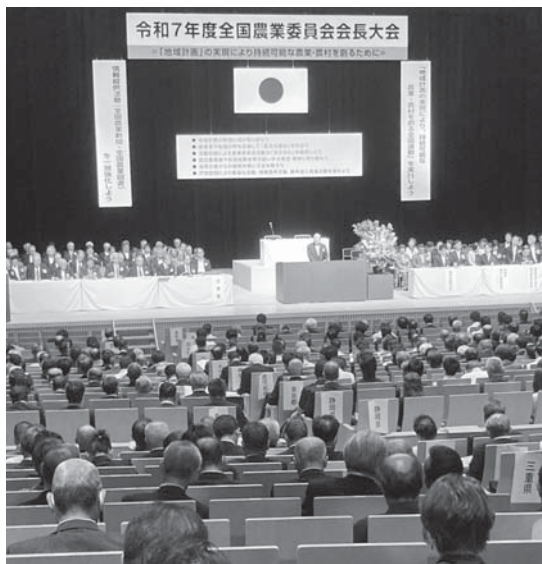
県内 188地区で策定された「地域計画」の実現・更新が各地区で進められることから、それに係る地域の話し合いが開かれる際には、引き続き参加して情報提供等を行う。

また、農業を担う者を確保・育成していくことが何より重要であることから、集落営農組織の継続、新規就農者の定着、認定農業人材の確保など関係機関・団体等と連携・情報交換しながら進める。

2. 最適化活動の円滑な記録と情報共有、委員活動の見える化

3. 農業委員会の業務・事務量の拡大への対応

全国の農業委員会会長等1,800人が結集し政策提案等を決議 全国農業委員会会長大会が東京都内で開かれる



「「地域計画」の実現により持続可能な農業・農村を創るために」をテーマに、全国農業会議所は5月28日、「令和7年度全国農業委員会会長大会」を東京都内で開いた。

全国の農業委員会会長や関係者等約1,800名、本県からは27名が出席した。

大会では、「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた政策提案」決議や「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ、「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせなどの決議が行われたほか、新潟

県阿賀野市農業委員会の見尾田会長から「地域計画・目標地図のブラッシュアップに向けて」、広島県庄原市農業委員会の道下会長（全国農業委員会女性協議会会長）から「女性委員の登用率の向上に向けて」と題し、農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明があった。

大会後には、地元選出国會議員に大会で決議された政策提案等について要請、意見交換した。

なお、政策提案のポイントの一部は次のとおり。

＜農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化＞

食料自給率目標の必達と食料自給力・国内生産の増大を図るため、農業構造転換の実現に向けた別枠予算を確保すること。

農業生産基盤を強化するため、人対策として、担い手が他産業並みの所得を確保するとともに若者が希望を持って就農を志す事ができる水準とすること。

農地対策は、基盤整備事業を加速的に実施し、中山間地域等直接支払制度については広く条件不利地域が対象となるよう拡充・強化すること。

農業委員・推進委員による全国農業新聞の購読・活用を！

全国農業新聞は、農業委員会法第6条第3項業務の情報提供活動の一環として推進しています。

全国農業新聞をご購読・ご活用いただくとともに、地域の農業者、関係者へのご紹介をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

【週刊】月4回金曜日発行 [月700円、年8,400円(消費税込)]

※ 全国農業新聞は、農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行している農業専門紙



合理的な価格形成のための取組推進などを特集 令和6年度「食料・農業・農村白書」が5月30日に公表

令和6年度「食料・農業・農村白書」が5月30日に公表された。

食料・農業・農村白書は、食料・農業・農村基本法に基づき、政府が毎年、国会に報告しているもので、この白書を通じて、我が国の食料・農業・農村に対する国民の関心と理解が一層深まることを目指している。

今回の白書では、①新たな食料・農業・農村基本計画の策定、②合理的な価格の形成のための取組を推進、③スマート農業技術の活用と今後の展望の3つを特集として記述している。また、トピックスでは、令和6年度における特徴的な動きとして、「農林水産物・食品の輸出促進」のほか、「みどりの食料システム戦略の進展と消費者の行動変容」、「女性活躍の推進」、「農福連携の更なる推進」等の5つのテーマを取り上げている。

農地の確保と有効利用の項目では、「農業委員会が農地利用の最適化活動を通じて地域計画の策定を促進」とし次のように紹介されている。

農業委員会は、農地法等の法令業務や農地利用の最適化業務を行う行政委員会で、全国の市町村に設置されている。農業委員は農地の権利移動の許可等を審議し、農地利用最適化推進委員は現場で農地の利用集積や遊休農地の解消、新規参入の促進等による農地利用の最適化活動を担っている。農業委員会系統組織では、地域計画の策定に向けて、地域内における農地の出し手・受け手の意向把握、目標地図の素案を作成し、その後は農地バンクへの農地貸付け等を積極的に促進することとしている。

農地集積率は全国61.5%(前年比1.1%増)、香川県33.9%(前年比0.8%増) 農林水産省が担い手への農地集積の状況等を公表

農林水産省は6月11日、令和6年度における担い手への農地集積の状況等について取りまとめ、公表した。

担い手への農地集積率は令和6年度は前年度から1.1%増加し61.5%となった。

香川県においては、農地集積面積が過去1年間で88.3ha増加して9,533.8haとなり、農地集積率は前年度から0.8%増加して33.9%となった。

農地集積面積9,533.8haの内訳は、集落営農法人を含む認定農業者が1,667経営体で6,631.0ha、認定新規就農者が196経営体で299.4ha、経理を一元化している任意の集落営農組織が17組織で200.4ha、基本構想水準到達農業者が523経営体で863.2haとなっている。

市町別の農地集積率は右表のとおり。

市町名	集積率
高松市	31.6% (+2.2%)
丸亀市	31.9% (+0.2%)
坂出市	47.5% (+4.0%)
善通寺市	33.4% (±0.0%)
観音寺市	51.9% (+0.3%)
さぬき市	31.4% (-2.2%)
東かがわ市	37.0% (-0.2%)
三豊市	27.2% (+0.7%)
土庄町	9.9% (+0.1%)
小豆島町	35.4% (-0.4%)
三木町	27.7% (+0.2%)
宇多津町	5.5% (+1.3%)
綾川町	32.8% (+1.8%)
琴平町	65.5% (-4.1%)
多度津町	47.4% (-2.5%)
まんのう町	30.1% (+1.3%)

※ () 内は対前年比

「かがわ農業委員会女性の会」令和7年度通常総会開く



かがわ農業委員会女性の会（会長：田村照栄、かがわ市農業委員会会長、会員数38名）は6月25日、高松市内のホテルで「第13回通常総会」を開き、会員等約40名が出席した。

令和7年度事業計画では、本年4月の3市1町における改選後、女性委員38名となった

が、本年12月に1町、来年7月に5市4町で改選を控えており、「女性委員が登用されていない委員会数0」、「農業委員に占める女性の割合30%」の成果目標に向け、女性委員の登用拡大に向けて働きかけを行っていくとした。

総会後には研修を行い、県農政水産部農業経営課の奥田副主幹から「女性農業者の活躍と支援の状況」について、（一社）全国農業会議所農地・組織対策部の鈴木主事から「女性委員の登用の現状と課題」について情報提供があった。

「県農業委員会職員研究協議会」令和7年度通常総会開く

県農業委員会職員研究協議会は7月1日、高松市内の施設で「第53回通常総会」を開き、会員等約40名が出席した。

令和7年度事業計画では、農地等利用の最適化の推進業務への着実な実行の促進と実績の積み重ねを最重要課題に置き、新たな本県組織運動を周知・浸透させて最適化活動を強化するなどとした。

また総会に先だって行われた研修会では、（一社）全国農業会議所農地・組織対策部の今井次長から「農業・農政をめぐる情勢」につ

いて説明があり、農地利用の最適化をはじめ、地域計画、農地パトロール、農地利用最適化交付金など農業委員会業務を進める上での留意点などについての理解を深めた。



=== 全国農業図書 新刊紹介 ===

「農業委員会業務必携 92号」

一付 農委活動24事例－

A4判 154頁 1,496円(税込)

最重要の必携図書。

本年度版は農業委員会における「地域計画」実現の取り組みを特集するとともに、研修会で活用しやすいよう、内容のより一層の整理・充実を図っている。

=== 全国農業図書 新刊紹介 ===

「農地法 第7版」

A4判 41頁 550円(税込)

農地制度の概要や、農地法に基づく農業委員会・農業委員の業務について分かりやすく説明したテキスト。

今回の改訂では、令和7年度施行の令和6年度改正の許可要件の新たな確認事項や農地所有適格法人の新たな確認事項を追加した。

＝ 常設審議委員会だより ＝

5 月

- 5 月 30 日に開催した常設審議委員会での協議結果は次のとおり。
- 市町農業委員会からの農地法第 4 条、第 5 条関係意見聴取事案について、第 5 条関係 13 件（76,442.55㎡）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
 - 事務局から「地域計画の策定状況」について説明した。

6 月

- 6 月 30 日に開催した常設審議委員会での協議結果等は次のとおり。
- 市町農業委員会からの農地法第 4 条、第 5 条関係意見聴取事案について、第 4 条関係 1 件（6.48㎡）、第 5 条関係 18 件（97,946.68㎡）を審議の結果、許可相当と意見回答することを決定した。
 - 事務局から農地転用関係事案の審議に係る規程と要領の改正について説明・協議し、決定した。

農業会議日誌

5 月 16 日	観音寺・三豊市農業委員・農地利用最適化推進委員実務研修会（観音寺市）
5 月 28 日	令和 7 年度全国農業委員会会長大会（東京都内）
5 月 29 日	香川県農業再生協議会 第 39 回総会（高松市）
5 月 30 日	県農業会議 第 27 回理事会（高松市）
5 月 30 日	5 月（第 2 回）常設審議委員会（高松市）
6 月 4・5 日	市町農業委員会職員基礎研修会（高松市）
6 月 13 日	雇用就農資金指導者養成研修会・事業実施説明会（高松市）
6 月 23 日～7 月 9 日	経営管理講習会（三木町外 14 会場）
6 月 25 日	かがわ農業委員会女性の会 第 13 回通常総会
6 月 30 日	県農業会議 第 9 回通常総会（高松市）
6 月 30 日	6 月（第 3 回）常設審議委員会（高松市）
7 月 1 日	市町農業委員会職員研修会（高松市）
7 月 4 日	市町農業委員会会長・事務局長会議（高松市）

今後の主な日程

7 月 28 日	7 月（第 3 回）常設審議委員会
8 月 28 日	農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見 要請・意見交換
8 月 28 日	8 月（第 4 回）常設審議委員会

<<<農業推進員（香川県地域おこし協力隊）募集中>>>

県農業会議は、「香川県新規就農・農業経営相談センター」として、新たに独立就農する方や農業法人への就職などを希望する方の窓口として活動している。農業経営者との交流、就農経営支援関係事業の補助活動等を通じ、研修先や就農地等の選定、農家での実際の農作業により農業技術を習得し独立就農を目指していただく。

◇受付期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）～令和 7 年 7 月 31 日（木）

◇採用開始年月日 令和 7 年 9 月 1 日（月）※予定

◇募集人員 1 名

◇活動地域 県農業会議を拠点とした県内全域

発行所：（一社）香川県農業会議
高松市仏生山町甲 263 番地 1
電 話：（087）813-7751
FAX：（087）813-7752
発行人：近 藤 弥